

労働者派遣事業に関わる情報

2024年6月1日
シーキューブ株式会社

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項により、以下のとおり情報を提供いたします。

対象期間：2023年4月1日～2024年3月31日

本社

① 派遣労働者の数	3人
② 派遣先事業所数	1事業所
② 派遣料金の平均額（1日8時間あたり）	25,600円
③ 派遣労働者の賃金の平均額（1日8時間あたり）	18,600円
⑤ マージン率（ $(③-④) / ③$ ）	27.3%
⑥ キャリアコンサルティングの相談窓口	人事部 TEL：052-332-8021

東京事業所

① 派遣労働者の数	1人
② 派遣先事業所数	1事業所
④ 派遣料金の平均額（1日8時間あたり）	30,488円
⑤ 派遣労働者の賃金の平均額（1日8時間あたり）	26,296円
⑤ マージン率（ $(③-④) / ③$ ）	13.8%
⑥ キャリアコンサルティングの相談窓口	東日本事業本部 企画部 TEL:03-6424-8142

大阪事業所

① 派遣労働者の数	1人
② 派遣先事業所数	1事業所
③ 派遣料金の平均額（1日8時間あたり）	25,600円
④ 派遣労働者の賃金の平均額（1日8時間あたり）	18,600円
⑤ マージン率（ $(③-④) / ③$ ）	27.3%
⑥ キャリアコンサルティングの相談窓口	関西モバイル部 TEL:06-4793-8330

教育訓練に関する事項

訓練種別	対象となる派遣労働者	訓練方法	訓練費用	賃金支給
雇入れ教育	新規雇入れ者	OFF-JT	無償	有給
職能別訓練	派遣者	OFF-JT	無償	有給
階層別訓練	派遣者	OFF-JT	無償	有給

その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

派遣労働者の賃金以外に必要な経費には、主に以下のようなものがあります。

- ・ 社会保険料の事業主負担分
- ・ 教育訓練費用
- ・ 福利厚生費用
- ・ 事業所維持費用

派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結している

- ・ 協定労働者の範囲 （通信ネットワーク技術者または営業の業務に従事する従業員）
- ・ 協定書の有効期間終期 2025年3月31日